

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 七
土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件
- 七
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件
- 八
県営土地改良事業の異種目換地指定の件
- 三
保安林の指定を解除する件二件
- 三
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 三
公告
土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件
- 四
落札者を決定した件二件
- 四
福島県人事委員会
福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護の規則の一部を改正する規則
- 五
福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
- 六
職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十八年一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定する区域
西白河郡西郷村大字小田倉字狼山三番一の一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
セレン及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

（水・大気環境課）

福島県告示第十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年一月八日から同年五月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール河東ショッピングセンター 福島県会津若松市河東町南高野字向原
- 一―一 ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）二千五百七十三平方メートル
（変更後）三千五百二十一平方メートル
 - 2 駐車場の収容台数
（変更前）二百十九台
（変更後）二百一台
 - 3 駐輪場の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設的位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
 - 5 廃棄物等保管施設的位置
（変更前）別紙図面のとおり

(変更後)別紙図面のとおり
三 変更しようとする年月日
平成二十八年八月二十二日

四 届出年月日
平成二十七年十二月二十一日

五 届出をした者
株式会社小池
株式会社コメリ

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業右田・海老地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。
平成二十八年一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地の表示

- 南相馬市鹿島区北右田字稲荷田五六番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田五七番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田六一番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田六二番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田一三番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田三二番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田七二番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田七四番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田七七番地一
- 市鹿島区北右田字稲荷田七七番地二
- 市鹿島区北右田字稲荷田七七番地三
- 市鹿島区北右田字稲荷田七七番地四
- 市鹿島区北右田字稲荷田七八番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田七九番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八〇番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八一番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八二番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八三番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八四番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八五番地
- 市鹿島区北右田字稲荷田八六番地
- 市鹿島区北右田字宮田二六番地
- 市鹿島区北右田字宮田三七番地

- 市鹿島区北右田字宮田三八番地
- 市鹿島区北右田字宮田三九番地
- 市鹿島区北右田字軍塚四〇番地
- 市鹿島区北右田字軍塚五四番地
- 市鹿島区北右田字軍塚七六番地一
- 市鹿島区北右田字軍塚七六番地二
- 市鹿島区北右田字軍塚七七番地
- 市鹿島区北右田字軍塚七八番地
- 市鹿島区北右田字軍塚七九番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八〇番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八二番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八三番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八五番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八六番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八七番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八八番地
- 市鹿島区北右田字軍塚八九番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九〇番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九二番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九三番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九五番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九六番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九七番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九八番地
- 市鹿島区北右田字軍塚九九番地
- 市鹿島区北右田字軍塚一〇〇番地
- 市鹿島区北右田字軍塚一〇一番地
- 市鹿島区北右田字沼田二六番地一
- 市鹿島区北右田字沼田二六番地二
- 市鹿島区北右田字沼田二八番地
- 市鹿島区北右田字沼田二九番地
- 市鹿島区北右田字沼田三〇番地
- 市鹿島区北右田字沼田三二番地
- 市鹿島区北右田字沼田三三番地
- 市鹿島区北右田字沼田三四番地
- 市鹿島区北右田字沼田三五番地
- 市鹿島区北右田字沼田三六番地
- 市鹿島区北右田字沼田三七番地
- 市鹿島区北右田字沼田三九番地

- 同 市鹿島区南海老字西畑一七〇番地
- 同 市鹿島区南海老字竹ノ内前五〇番地
- 同 市鹿島区南海老字竹ノ内前五四番地
- 同 市鹿島区南海老字竹ノ内前七一
- 同 市鹿島区南海老字竹ノ内前七二番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地四六番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地四九番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地一九五番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地一九六番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地一九七番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地一九八番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地一九九番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇〇番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇一番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇二番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇三番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇四番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇五番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇六番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇七番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇八番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二〇九番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二一〇番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二一一番地
- 同 市鹿島区南海老字中谷地二一二番地
- 同 市鹿島区南海老字福田一一七番地
- 同 市鹿島区南海老字福田一一八番地
- 同 市鹿島区南海老字福田一一九番地

(農地管理課)

福島県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 一五二の一四、小高区浦尻字町一一四の二二
 - 一五二の二一、
- 二 保安林として指定された目的

- 三 潮害の防備
- 解除の理由
- 指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 双葉郡広野町大字下北迫字宮田一一六の一から一一六の三まで、一一六の六、一一六の八から一一六の一六まで、字北釜七七、大字下浅見川字本町一五五の一から一五五の四まで、一五六の一、一五六の二、一五七の一から一五七の三まで、字向三七
- 二 保安林として指定された目的
- 三 潮害の防備
- 解除の理由
- 指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 築取政次 小川弥平 東司初吉 東司新吉 小川藤十郎 小川弥七 東司幸八 山田友八 小川長七 東司熊三郎 東司繁八 山田源七 山田熊吉 山田忠八 築田文八 田部彌八 芳賀岩三 蓮沼豊吉 佐藤常八 大竹善六 小林傳八 佐藤谷吉 伊藤徳七 山田繁松 伊藤友吉 築田甚八 伊藤富八 築取廣八 佐藤半七 大竹忠八 小林藤四郎 山田傳六 築田作次 山田清七 築取久松 川瀬久八 伊藤喜八 大竹寅次郎 伊藤勝吉 蓮沼亀吉 中森清郎 伊藤寅次郎 佐藤藤吉 大竹熊八 大竹幾三 大竹利七 中森惣吉 中森喜祖次 中森文七 佐藤藤次郎 渡部秀吉 伊藤喜七郎 大竹市三 山田鉄吉 蓮沼吉三郎 中森藤三郎 藤城有覚 藤寅太郎 伊藤峯八 佐藤與次郎 渡部喜代多郎 遠藤喜代八 武藤顯夫 伊藤金一郎 加藤作治郎 佐藤ミツイ 石田喜一 伊藤寅次郎 遠藤寅太郎 小川八太郎

- 小川善次郎 小川長次郎 遠藤文太郎 東司新吉 東司幸八 東司熊三郎 東司繁八 東司鉄吉 小林安次郎 小林久摩吉 原米喜 宇津味清太 小林幾馬 渡部喜貞 渡部庄八 佐藤孫三郎 小林東衛 小林三郎 小林庄一 宇田成尚 渡部啓次 遠藤善次 渡部傳 渡部八治 遠藤友記 渡部平馬 渡部富四郎 遠藤清一 遠藤倉雄 遠藤定義 渡部好八 小林義馬 渡部昇 風間操 渡部モト 渡部広 遠藤匡央 遠藤辰雄 渡部春仁 原米喜 宇津味友衛 小林喬信 小林東衛 渡部禎介 宇津味清輝 小林一衛 宇津味清太 小林三郎 小林吉寿
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十七年福島県告示第八百十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十八年一月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

阿武隈川上流土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡邊 和男

白河市東蕪内字新屋敷三三番地

（農村計画課）

公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年1月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射性セシウム測定装置 6式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
- 5 落札金額
30,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月20日

（入札用度課）

公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県規則

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成28年1月8日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 2 非破壊型放射線シールド装置 4式
- 3 契約に關する事務札用度課の名称及び所在地
福島県福島市杉妻町2番16号
- 4 落札者を決定した日
平成27年12月1日
- 5 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 6 落札金額
34,560,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 8 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年10月20日

（入札用度課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第一号

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3ヵ月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定日」を「裁決日」と、「不服申立て」を「不服申立て」と、「審査請求に係る」を「審査請求に係る」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規則第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五条の規定による改正前の条例第二十二條の三」と、改正後の規則第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第

五条の規定による改正前の条例第二十二條の二と、改正後の規則様式第十一号中「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」及び「3か月」とあるのは「60日」及び「審査請求」とあるのは「異議申立て」及び「裁決」とあるのは「決定」及び「改正後の規則様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」及び「福島県個人情報保護条例第22條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第1項」及び「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」及び「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

（総務審査課）

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第二号

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」及び「異議申立て」を「審査請求」及び「決定」を「裁決」及び「決定の日」を「裁決の日」に改める。様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」及び「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六條の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一條第一項若しくは第二項の決定（以下「開示請求」という。）又は改正前の条例第五條の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七條第四項、第十一條、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規則第

七條第四項中「条例第二十二條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一條において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一條」と、改正後の規則第十一條中「条例第二十二條」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例による」とされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十條」と、改正後の規則様式第九号中「第22條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6條の規定による改正前の福島県情報公開条例第21條」及び「3か月」とあるのは「60日」及び「審査請求」とあるのは「異議申立て」及び「裁決」とあるのは「決定」及び「改正後の規則様式第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」及び「福島県情報公開条例第19條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6條の規定による改正前の福島県情報公開条例第19條第1項」及び「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

（総務審査課）

職員との支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月八日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の四の七中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（採用給与課）

